

【姫路市】

※各基準の抜粋を記載しています。詳細は、姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室）へお問い合わせください。

1. 許可一般基準（全ての種類の広告物に対して共通の基準）

- (1) 広告物の位置・形状・面積・材料・色彩・意匠等が景観と調和したものであること。
- (2) 表示面以外の部分が、表示面・周辺景観と調和したものであること。
- (3) 光を発する広告物等は美観を損なわないこととし、過度に明るくならない光量とするなど周辺景観と調和するよう努めること。
- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルム含む）・反射性の強い塗料は使用不可。
- (5) 100m以内にある住居専用地域から視認できるものは、発行可変表示式広告物及びネオンサイン等の使用禁止。
- (6) 禁止地域等以外で15mを超える建築物に掲げる広告物の表示面積は、壁面合計の1／2を超えないこと。
- (7) 第1種・第2種住居地域、準住居地域では、自家用広告物以外の広告物の表示面積の合計は10㎡以下。
- (8) 大手前通りA区域、大手前通りB区域、姫路駅北駅前広場区域では、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであること。
- (9) 駅南大路区域、中濠通り区域では、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであり、周囲との調和を図る等すること。
- (10) 野里街道区域では、歴史的な町並みの連続性に配慮した規模、形態、意匠等で、地色は建物と同系色又は無彩色であること。
- (11) 姫路城周辺区域、大手前通りA区域、大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域にあつては、付加基準ともに適合すること。

2. 許可種類別基準（広告物等の種類別に定められた基準）（抜粋）

(1) 屋上を利用するもの

① 共通基準

区分	基準
掲出場所	木造建築物への掲出禁止
広告物等の高さ	・商業系地域：地上から設置する箇所までの高さの2／3以下かつ10m以下 ・その他の地域：地上から設置する箇所までの高さの1／2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）（※）
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱、骨組みの露出禁止 ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	駅南大路区域	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	高さ12m以上の建築物の屋上への掲出禁止	禁止（屋上への掲出禁止）		

区分		大手前通り A 区域	大手前通り B 区域
令和 3 年 4 月 1 日 以降に建築物を 新築、増築又は 改築する場合		新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止	
上 記 以 外 の 場 合	掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止	
	表示面積	建築物の各立面積の1／10以下	
	数量	建築物1棟につき、1個	
	広告物等の 高さ	横の長さを超えないこと	
	地上からの 高さ	・ 40m 以下 ・ 広告物等の各部分の高さは、当該各部分から大手前 通りまでの水平距離に5／7を乗じて得たものに35mを 加えたものの以下 ※既存の広告物等の表示・設置場所、形状、表示面積 の変更を伴わない修繕、補強、模様替えを除く	
	色彩	・ 地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する ・ 文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR． Y R． Yの場合は彩度8.0以下）	
その他の 表示方法	・ 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・ けばけばしい色彩の照明の使用禁止		

区分	姫路駅北駅前広場
掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
表示面積	建築物の各立面積の1／10以下
数量	建築物1棟につき、1個
広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
色彩	・地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する ・文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR、Y R、Yの場合は彩度8.0以下）
その他の表示方法	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止

(2) 壁面又は屋根面を利用するもの

① 共通基準

区分	基準
表示面積の合計	・商業系地域：当該壁面又は屋根面の1／4以下、その他の地域：当該壁面又は屋根面の1／5以下 ・広告幕の規格：長さ15m以下、幅1.5m以下、広告幕にあっては、表示期間が5日を超える場合、表示面積に算入
地上からの高さ	・商業系地域：原則52m以下、その他の地域：原則47m以下
その他の表示方法	・壁面又は屋根面の外郭線からの突出禁止、窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） ・意匠が同一のものは、1壁面又は屋根面に1枚（基） （相互距離30m以上又は出入口付近に表示するもので建築物全体の調和に配慮し当該建築物への円滑な誘導のために必要最小限と認められるものは除く。）

②付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下		
その他の表示方法	・3階以上に設置する場合は、箱文字で表示すること ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること （1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域
掲出場所	令和3年4月1日以降に新築、増築又は改築する建築物の屋上構造物の壁面への掲出禁止	
表示面積	・高さ8m以下の部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ8m以下の部分を1／4以下 ・高さ8mを超える部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ8mを超える部分の1/10以下	
その他の表示方法	・箱文字で表示すること（広告幕又は地上からの高さ8m以下の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） ・地上からの高さ8mを以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・地上からの高さ8m以上の窓面への表示禁止	・箱文字で表示すること（広告幕で、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） ・発光可変表示式広告物の使用禁止 ・窓面への表示禁止

区分	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所		高さ12m以上の屋上構造物の壁面への掲出禁止
表示面積	当該壁面（屋根面）の1／10以下（発光可変表示式広告物を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積で計算） ただし、2階以下に設置するものが、表示方法の統一、広告枠の設置、集合化等により建築物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められる場合は、2階以下の部分については、当該壁面の1／4以下	当該壁面（屋根面）の1／5以下
色彩	3階以上に設置するものの地色は、建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること	
その他の表示方法	・4階以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・発光可変表示式広告物は、1壁面（屋根面）に1枚（基） ・3階以上の窓面への表示禁止	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）

(3) 壁面より突出するもの

① 共通基準

区分	基準
建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5m以下、道路境界から1m以下
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上：2.5m以上）
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止、骨組み等の露出禁止（表示面以外は金属等で被覆すること） ・交通信号機から10m以内での発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域
建築物等からの出幅		建築物の壁面から1m以下
数量		建築物1棟につき、1個
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色、彩度の高い色の色数は2色以下	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域	駅南大路区域
掲出場所	地上からの高さ8mを超える部分への掲出禁止		
建築物からの出幅	建築物の壁面から1m以下		
色彩	集合化された広告物は、地色を統一すること		地色は建築物と同系色又は無彩色
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止		

区分	野里街道区域	姫路駅北駅前広場区域
建築物等からの出幅	建築物の壁面から1m以下	
数量	建築物1棟につき、1個	2階以上に設置するものは、建築物1棟につき、1個
色彩		・地色は建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること ・集合化された広告物は、地色を統一すること
その他の表示方法		発光可変表示式広告物（2階以下に設置するもので、一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

(4) 自己の敷地に建植えるもの

① 共通基準

区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積20㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30㎡以下、総合計表示面積60㎡以下
数量	・2基以下 ・敷地面積が10,000㎡以上又は建築面積が3000㎡以上の施設（都市景観形成地区及び姫路城周辺区域、野里街道区域内の施設は除く。）のうち、接道距離100m以上の道路を有する施設は、100m以上の道路1本につき1基追加可。ただし、意匠が同一のものは、道路1本につき2基以下
地上からの高さ	15m以下
その他の表示方法	商業系以外の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域
地上からの高さ		10m以下
色彩		

区分	大手前通り A 区域	姫路駅北駅前広場区域
表示面積	合計表示面積20㎡以下（横の長さが広告物等の上端の地上からの高さの1／5以下である場合は、それぞれ接する2方向の表示面の合計面積20㎡以下、総合計表示面積40㎡以下）	発光可変表示式広告物は、1方向の表示面の面積5㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積7.5㎡以下、総合計表示面積15㎡以下
数量	意匠が同一のものは、1基	・意匠が同一のものは、1基 ・発光可変表示式広告物は、1基
地上からの高さ	10m以下	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く）、ネオンサイン等の使用禁止	

区分	野里街道区域	駅南大路区域
掲出場所	原則として、表示・設置しないこと。	
数量	1個	
地上からの高さ	5 m以下かつ建築物の高さ以下	
横の長さ	1 m以下	

(5) 自己の敷地外に建植えるもの（野立広告物等）

① 共通基準

区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離が100m以上のものは20㎡以下）、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積15㎡以下（路端距離が100m以上のものは30㎡以下）、合計表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	5 m以下
相互距離	5 m以上（路端距離が100m以上のものは、相互距離100m以上）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く。）
その他の表示方法	・交通信号機、踏切からの距離5 m以上（案内図板を除く。） ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域
色彩	地色は無彩色であること（案内図板を除く。）

区分	野里街道区域
横の長さ	1 m以下（案内図板を除く。）

区分	特定区域（※下記の広告物のみ掲出可能）	
	道標・案内図板等	案内誘導広告物
1方向の表示面の面積	・道標：2㎡以下 ・説明板：4㎡以下 ・案内図板：6㎡以下 ・その他：6㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	・2㎡以下（下記を除く。）（表示面が2方向以上の場合にあっては、左記と同様） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下（表示面が2方向以上の場合にあっては、左記と同様）
横の長さ		2 m以下
地上からの高さ	3 m以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5 m以下）	
色彩	地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が2色以下の場合及び案内図板を除く。）	
その他の表示方法	寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1／5以下	

3. 禁止地域・許可申請の適用除外基準（抜粋）

(1) 自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	・10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計5㎡まで表示面積の合計から除く	・20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計10㎡まで表示面積の合計から除く	・30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計15㎡まで表示面積の合計から除く
数 量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
敷地内建植 広告物の地上 からの高さ	5 m以下	7 m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止（第1種・第2種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。）	
色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
その他の 表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上若しくは屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使用禁止

(2) 管理用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下
数 量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下
敷地内建植広告物 の地上からの高さ	5 m以下	7 m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
その他の 表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準に適合すること	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準に適合すること	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上における発光可変表示式広告物の使用禁止 ・許可基準に適合すること

(3) 案内誘導広告物

① 建植えるもの

区分	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域・第 3 種禁止地域
包括的基準	・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする	
一敷地内の表示面積の合計	5 m ² 以下	10m ² 以下
1 方向の表示面の面積	・ 2 m ² 以下（集合案内誘導広告物を除く。）（表示面が 2 方向以上の場合にあつては、それぞれ接する 2 方向の表示面の面積の合計） ・ 集合案内誘導広告物にあつては、1 方向の表示面の面積の合計は 8 m ² 以下かつ、1 施設等への案内誘導に係るものの 1 方向の表示面の面積は 1 m ² 以下（表示面が 2 方向以上の場合にあつては、上記と同様）	
横の長さ	2 m 以下	
地上からの高さ	3 m 以下	3 m 以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5 m 以下）
相互距離	5 m 以上	
色彩	・ 彩度の高い色は 2 色以下 ・ 地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の 1 / 2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く。）	
その他の表示方法	・ 交通信号機、踏切からの距離 5 m 以上、発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・ 集合案内誘導広告物にあつては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

② 建植えるものの以外

区分	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域・第 3 種禁止地域
包括的基準	・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする	
表示面積	2 m ² 以下	
横の長さ	2 m 以下	
色彩	・ 彩度の高い色は 2 色以下 ・ 地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の 1 / 2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く。）	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	
一敷地内の表示面積の合計	5 m ² 以下	10m ² 以下